

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

障害福祉サービス事業所
障害児通所支援事業所 各位

木津川市健康福祉部社会福祉課

自立支援給付費及び障害児通所給付費等の請求等に係る確
認の依頼について

平素は、市障害者福祉行政の推進にご理解・ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年6月28日付事務連絡「自立支援給付費及び障害児通所給付費等の請求の誤り等に係る確認及び自主点検について」にて通知しておりましたとおり、本市におきましては、本市利用者が利用している指定事業所につきまして過去分の請求について再点検を行っています。

再点検の結果、確認させていただきたい事項がある場合又は請求に関して把握が必要となる事項（人員配置基準に関する書類やサービス提供記録等）の確認について、順次、依頼させていただいておりますので、お忙しいとは存じますが、文書等の提出をお願いいたします。

なお、文書等の提出の依頼につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条及び児童福祉法第57条の3の2に基づく文書の提出等ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。